

参考:他市の融資制度(平成29年度実績)

市名	資金区分	条件(基本条件を除く)	融資限度額	申請件数	実行件数	H29意見の該当	備考
八王子市	経営改善事業資金(借換)	(1) 市内にて1年以上事業を行っており、事業改善の意思をもっていること。 (2) 借換を行う既存の融資が八王子市融資あっせんによる事業資金であること。 (3) 借換後の返済額が、既存の毎月の返済額未満になること。 (4) 既存の融資の条件変更(元金据置や割賦金額の軽減措置等)を受けていないこと。	3,000万円	68件	66件	④	
立川市	事業承継支援資金	(1) 5年以内に事業継承を行う見込みを有し、事業計画を策定し、その実施に取り組むこと。 (2) 事業継承をしてから5年未満で、事業計画を策定して、経営の安定化等に取り組むこと。 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による東京都知事の認定を受けたこと。	2,000万円	-	-	①	平成30年6月から実施
	経営革新創業資金	(1) 次のうち、いずれかを行うこと。 ① 新製品、新技術の開発や事業化 ② 新たな販売、サービス方法の開発 ③ ISO、プライバシーマークの取得 ④ 事業転換、多角化	1,000万円	2件	0件	②	
	創業資金B	(1) 申請時に事業主として事業を営んでいないこと、または創業後1年未満であること。 (2) 市内で事業を営む、または営もうとする個人は以下のいずれかであること。 ① 女性 ② 若年者(満20歳から35歳未満の男性) ③ シニア世代(55歳以上の男性)	2,000万円	12件	7件	③	
	借換資金	(1) 借換資金と短期特別資金を除く立川市制度融資の資金を利用し、約定による元金返済を1年以上継続していること。 (2) この制度による複数の融資を一本化して借換えること、若しくは500万円を限度額として追加融資を行うこと。 (3) 借換えは1回限りとし、再借換えは行わないこと。 ※借入金は、既存債務の返済にあてることができない。 ※信用保証料の補助はない。	借換元となる融資の合計額+500万円	6件	3件	④	
三鷹市	女性・若者・シニア起業家資金 利子補給制度	(1) 三鷹市内で日本政策金融公庫の「女性、若者/シニア起業家支援資金」を受けた。 (2) 三鷹市内で新たに事業を始める、または(1)の融資を受けた時点で事業開始後1年未満。	※指定融資を受けた額のうち700万以内を利子補給	1件	1件	③	
小平市 (商工会)	商工業後継者育成資金 あっせん事業	(1) 代表者が50歳以下であること。 (2) 概ね5年以内に事業承継を行う、又は今後1年以内に事業承継をすること。 (3) 小平市商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組むこと(原則6ヶ月以上)。 (4) 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること。	2,000万円	0件	0件	①	【平成28年度実績】 申請件数:3件 実行件数:3件
福生市	借換資金	(1) 借換えにより2口以上の資金を1口にまとめる場合は、既に融資を受けている特定金融機関の同意が得られていること。	借換前の各資金の融資の限度額をそれぞれ超えない範囲。	37件	37件	④	
多摩市	借換資金制度	(1) 既存の2本以上の融資を一本化することができない。 (2) 異なる用途の貸付可(ただし、不可の場合があるため金融機関へ要問合わせ)。 (3) 直近の既存貸付日から1年以上経過していること(据置期間は含まない)。	中小企業資金 →2,000万円 小規模事業者支援資金 →1,250万円	27件	27件	④	